

○財務省告示第二百二十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成三十年度の初日から平成三十年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成三十年八月三十一日

財務大臣臨時代理

国務大臣 野田 聖子

1 平成三十年度の初日から平成三十年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉

二 冷凍牛肉

九万九千四百八十五トン  
十二万九千六百八十九トン

2 平成三十年度の初日から平成三十年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉

二 冷凍牛肉

五万二千二百八十六トン  
五万八千二百十八トン